

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社八木運送に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社八木運送に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2023年3月31日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社八木運送に対する  
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社八木運送（「八木運送」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収束」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体であ

- る。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
  - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、八木運送の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、八木運送がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

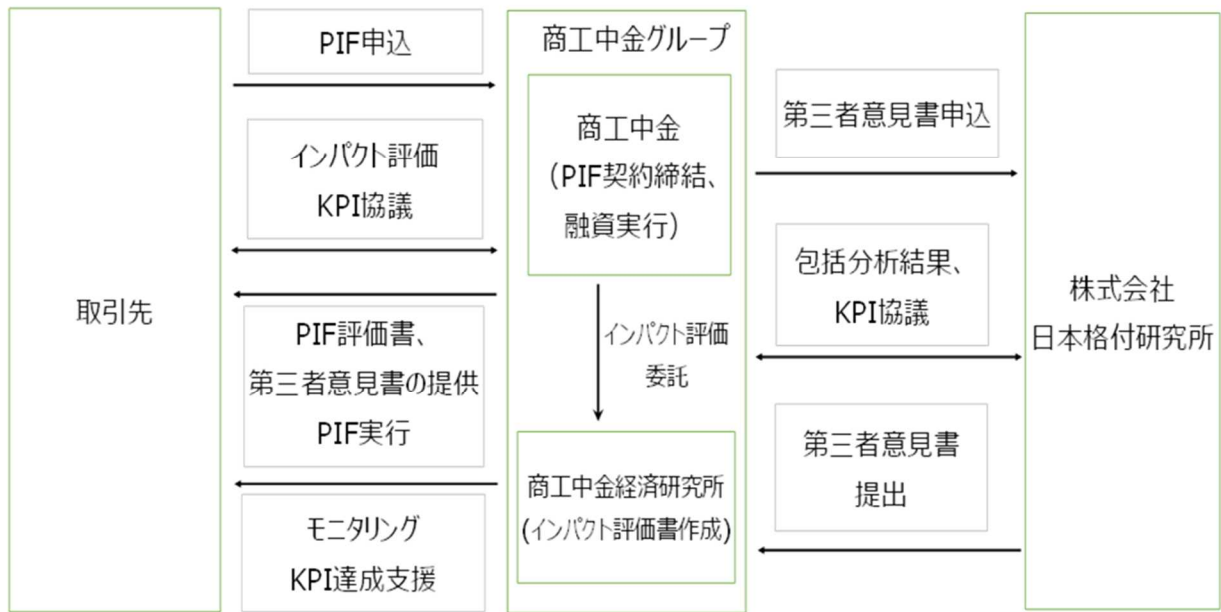
---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF体制図



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である八木運送から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

宮澤 知宏

宮澤 知宏



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年3月31日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社八木運送（以下、八木運送）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、八木運送が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブ・インパクト・ファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※1</sup>に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 八木運送の概要
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 企業理念、環境方針
  - 2.3 事業活動
3. 八木運送の包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社八木運送
借入金額	150,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 10 月

## 2. 八木運送の概要

### 2.1 基本情報

本社所在地	熊本県上益城郡益城町広崎 1490-1
創業・設立	創業：1959 年 4 月 設立：1966 年 5 月
資本金	27,000,000 円
従業員数	2023 年 2 月末現在：67 名(パート・アルバイト含む)
事業内容	運送業 倉庫業 産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処分業
主要取引先	日本郵便、熊本県庁、熊本市役所、九州電力、三菱電機、清水建設 富士フィルムロジスティックス、鹿島建設、東興ジオテック、旭千代田工業 ニシム電子工業、RKK コンピューターサービス、熊本県内各自治体他

## 【業務内容】

八木運送は、「運送部門」、「倉庫部門」及び「産業廃棄物収集運搬・中間処理・最終処部門」（以下、「産廃部門」）の3つの業務部門を主事業としている。恵まれた立地と ISO14001（環境マネジメントシステム）及び ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づいた一貫したマネジメント（物流から最終処分までをワンストップで対応）で合理的かつ効率的なサービスを取引先へ提供している。

本社及び熊本輸送団地営業所は、九州自動車道益城熊本空港 IC 隣に位置し、運送部門、倉庫部門並びに産廃部門の一部である収集運搬業務の拠点となっている。また、広大な敷地を有する植木処理場は、産廃部門における中間処理・最終処分業の拠点となっており、中間・リサイクル処理を行う「植木グリーンプラント」及び最終処分を行う安定型埋立処分場※の「植木最終処分場」からなる。九州自動車道植木 IC 及び熊本と福岡をつなぐ幹線道路である国道 3 号線に隣接しており、熊本県内はもとより県外からのアクセスもよく利便性にも優れている。

※産業廃棄物の最終処分場三類型のひとつ。廃棄物の性状が安定している産業廃棄物である、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くずを埋め立てる最終処分場。

## 【事業拠点】

<本社・熊本輸送団地営業所>



※本社全景（八木運送ウェブサイトより）

**住所:** 熊本県上益城郡益城町広崎 1490-1

**業務内容・特徴:** 運送、倉庫及び産廃部門の一部の拠点。一般運送から特殊運送まで荷主のニーズに最適な車両を保有。また、自社整備工場を併設し車両メンテナンスも徹底されている。倉庫は、延床面積約 7,000 ㎡と広大な収容能力を備えている。なかでも定温倉庫は、徹底した温度管理により食品や精密機械などの高い品質管理を必要とする保管物にも対応している。九州自動車道益城熊本空港 IC 横の好立地で運送・倉庫が組み合わせられた理想的な物流センターとなっている。

<植木処理場（植木グリーンプラント・植木最終処分場）>



※植木処理場全景（八木運送ウェブサイトより）

**住所:** 熊本県熊本市北区植木町鑑田字山ノ浦 880

**業務内容・特徴:** 産廃部門の拠点。中間処理・リサイクルを行う植木グリーンプラントと安定型埋立地の植木最終処分場からなる。八木運送で収集運搬される産業廃棄物は植木グリーンプラントで廃棄物ごとに選別し適切に処理される。また、他社より持ち込まれる産業廃棄物は直接安定型埋立地にて適切に処分される（他社持ち込み分は廃棄物内容が明確で、中間処理・リサイクルが不要な産業廃棄物に限定している）。

【主要設備】

○車両

- 平ボデー 【計 16 台】：平ボデー車（フラット荷台）、ユニック車（クレーン付）※①  
 バン車 【計 17 台】：箱車（バンボディ）、ゲート付き箱車（フリーゲート付）、ウイング車  
 ダンプ 【計 8 台】：ダンプ車、ロールオン車（脱着式コンテナ車）※②、アームロール車※③  
 特殊車両【計 5 台】：バッカー車（ゴミ収集車）※④、タンクローリー、廻送車（重機運搬）※⑤  
 重機類・他【計 20 台】：バックホー（キャタピラ油圧ショベル）※⑥、ミニコンテナ※⑦  
 【合計 66 台】 ロールオンコンテナ※⑧、フォークリフト

※①



※②



※③



※④



※⑤



※⑥



※⑦



※⑧



※各種車両(八木運送ウェブサイトより)

○倉庫～熊本輸送団地営業所内

<常温倉庫>



常温倉庫：延床面積 4,542 m<sup>2</sup> 1,376 坪  
 主に O A 機器、商品パッケージ、家具などの常温  
 保存が可能な機械部品、加工食品、引越し・移  
 転時の荷物一時預かり商品の保管を行っている。

<定温倉庫>



定温倉庫：延床面積 2,360 m<sup>2</sup> 715 坪  
 主に温度管理の必要な食品、精密機械部品な  
 どを一定の温度で保管している。

※各倉庫全容(八木運送ウェブサイトより)

○産業廃棄物処理施設（植木グリーンプラント）

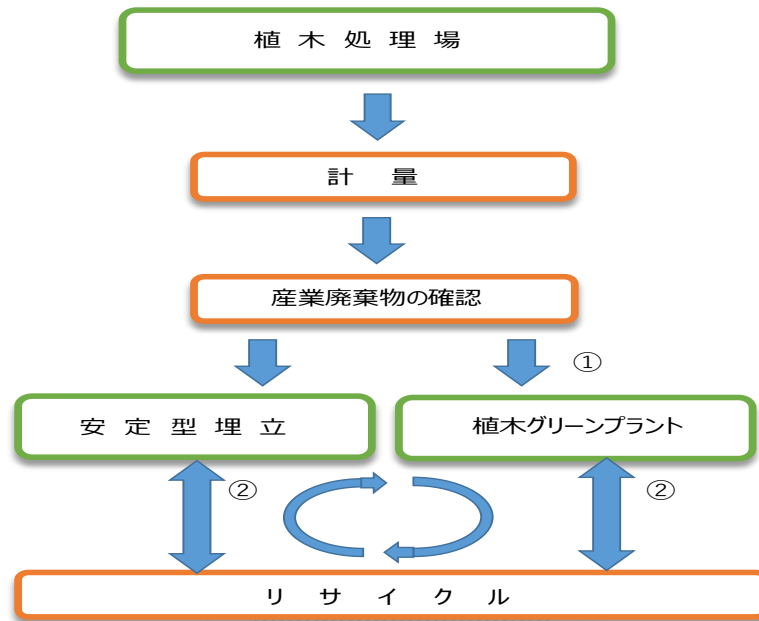


設 備

機械選別設備	移動式破碎機	圧縮機
作業用重機	危険物保管庫	トラックスケール (40t)

※植木グリーンプラント外観（八木運送ウェブサイトより）

【産業廃棄物処分事業の流れ】



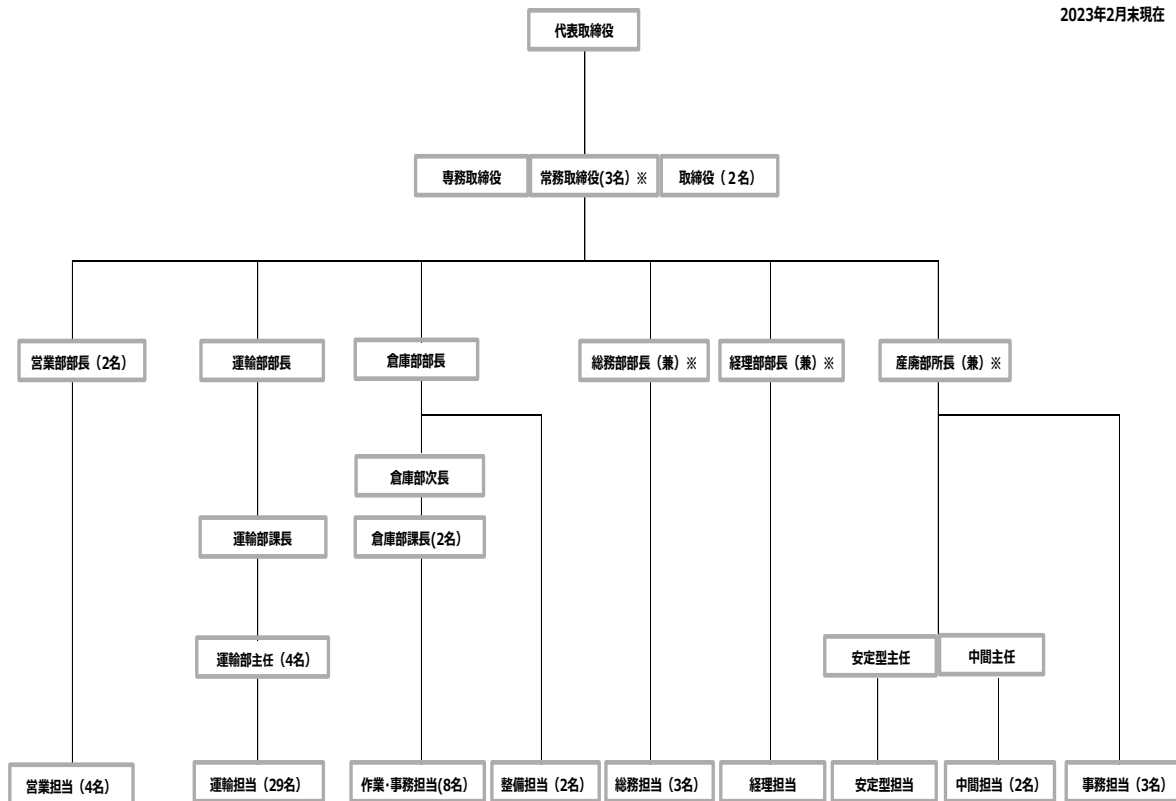
- ① 廃棄物の内容に応じて処分方法を決定
- ② 中間処理後、可能な限りリサイクル実施



※植木グリーンプラント作業時の状況（八木運送ウェブサイトより）

【組織図】

2023年2月末現在



※総務部長、経理部長及び産廃部所長は、3名の常務が各々兼務している。

【沿革】

1959年	熊本県熊本市で創業
1966年	八木運送設立
1973年	熊本県熊本市健軍町に本社ビル完成
1974年	熊本輸送団地協同組合設立、組合加入 産業廃棄物収集運搬業開始
1978年	資本金 20 百万円に増資
1980年	熊本輸送団地センター完成、団地内に整備工場新設
1984年	嘉島産業廃棄物処理場営業開始
1986年	北部産業廃棄物処理場営業開始
1994年	熊本輸送団地センター内に常温倉庫完成
1996年	植木産業廃棄物処理場営業開始
1999年	植木産業廃棄物処理場、中間処理業（破碎）、取扱品目 7 品目追加営業開始
2000年	益城リサイクル工場営業開始（廃石膏ボードのリサイクル事業） ISO14001（環境マネジメントシステム）取得（全事業所、全業務）
2002年	JWNET(電子マニフェスト)加入

2005年	植木グリーンプラント営業開始 熊本輸送団地センター内に定温倉庫並びに常温倉庫完成
2010年	植木産業廃棄物処理場、安定型最終処分場拡張
2014年	ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）取得
2017年	資本金 27 百万円に増資
2019年	植木グリーンプラントを移設・リニューアル

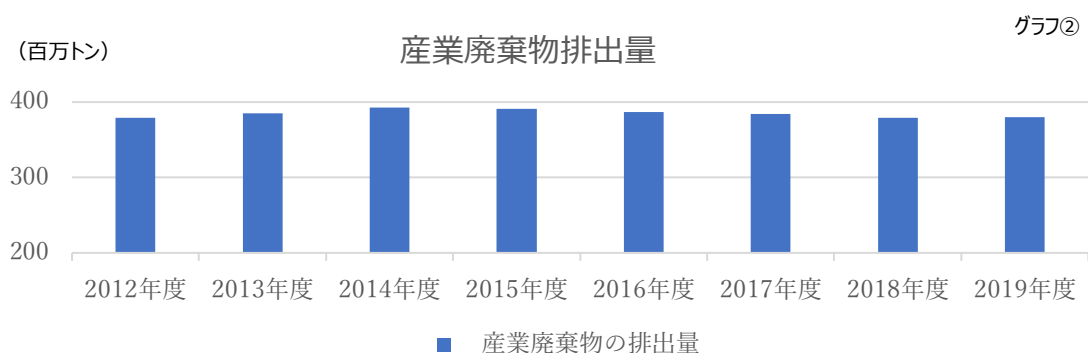
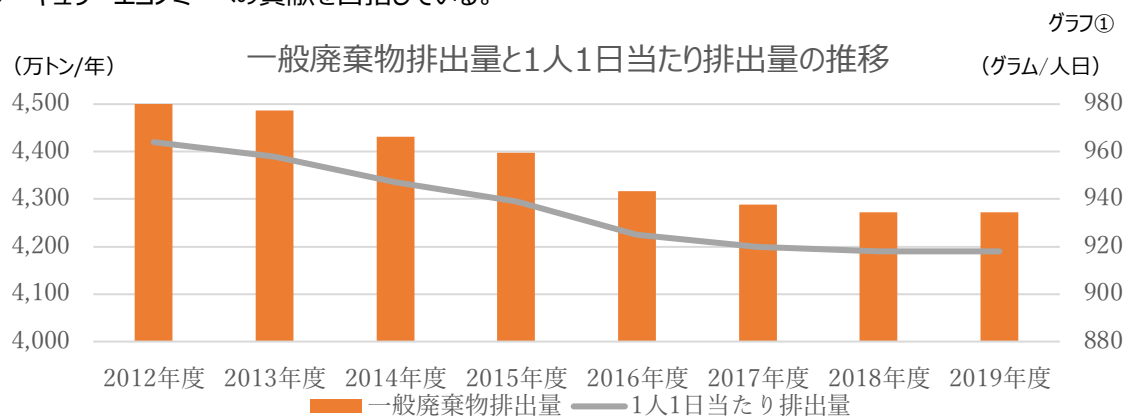
### 【業界動向】

一般廃棄物排出量及び1人1日当たりの排出量は、第二次石油危機の1979年度以降にやや減少傾向が見られた後、1985年度前後から急激に増加し、1990年度からは横ばいないし微増傾向が続いてきたが、2001年度からは減少傾向となっており、2019年度は4,274万トンとなった（グラフ①）。

一方、1990年度以降の産業廃棄物の排出量の状況を見ると、4億トン弱で大きな変化はなく、ほぼ横ばいとなっている（グラフ②）。

このように、人口減少やリサイクル率の向上から一般廃棄物排出量並びに1人1日当たりの排出量は減少傾向にあるが、産業廃棄物はほぼ横ばい（再資源化、減量化の進展はあるもののここ数年は底堅い建設需要を背景とした建設業関連廃棄物の増加もあり横ばい推移の要因となっている）となっており、産業廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分業においてさらなる分別、リサイクルへの積極的な取り組みによる再資源化、減量化が求められる。

八木運送は、2005年の植木グリーンプラント開設以降、積極的にリサイクル事業に取り組んでおり、今後もサーキュラーエコノミーへの貢献を目指している。





## 2.2 企業理念、環境方針

企 業 理 念
社員全員が同じ価値観を共有し、一体感を持って業務に取り組み。 企業価値の向上を追求しながら、社会貢献を目指しています。
環 境 方 針
<p>当社は、主要業務である物流及び産業廃棄物処理業務を通して地域の環境改善に貢献していく。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 物流の効率化による省資源、省エネルギーの実践</li> <li>2. 廃棄物のリサイクルルート及び処理の実践的なシステム作り</li> <li>3. 環境関連法令の遵守</li> <li>4. 事業活動に伴う環境汚染の防止</li> <li>5. 環境関連の情報の積極的開示</li> <li>6. 社員の環境教育等を通じての継続的改善</li> </ol>

## 2.3 事業活動

八木運送は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【産業・経済に対する取り組み】

八木運送は、運送、倉庫及び産廃の各部門において産業・経済に対して貢献している。

#### <運送部門>

八木運送の祖業である運送業は創業以来の信頼を誇りに、時代の要求にあった運送業務へと進化し続けている。具体的には、一般貨物運送※から特殊貨物運送※まで、取引先の要望に合わせ最適な車両を提供している。また、単に物を運ぶだけでなく、家具などの配送後の設置、建設現場などでの資材運搬や資材移動など、各現場での作業も得意としている。このように八木運送は、「お客様が求める物流の形に更なる付加価値を考えてータルにサポートすること」をモットーとしている。主な運送サービスは、一般配送（配送、積み下ろし作業）、OA 関係（OA 機器の配送、搬入装置・撤去作業、アフターサービス作業）、引越し関係（事務所・工場の移転、個人の引越し、梱包作業、引越しに伴う重量物作業）、建設関係（資材運搬、現場内作業）、法面工事関係（機械運搬、設置作業）、重量物作業（重量物の移動及び移転、配置、設置）、廻送関係（フォークリフト、バックホー、クレーン等で現場作業及びリース等）、自動車整備関係（トラック、自動車の車検、整備）と多岐にわたる。

※一般貨物運送：普通トラックを使用して、荷主の荷物を運送すること。

※特殊貨物運送：特殊な荷扱いや積付けを必要とする荷物を運送すること。

#### <倉庫部門>

九州自動車道益城熊本空港 IC 横の好立地で、荷物の種類に応じた最適な保管環境を提供しており、運送と組み合わせた、理想的な物流センターとしての業務を可能としている。延べ床面積約 7,000 ㎡と、広大な収容能力を備えた熊本輸送団地営業所内倉庫では、荷物を保管するだけでなく、温度管理

からセキュリティ管理まで物流を包括的にサポートしている。倉庫は、常温倉庫（4,542 m<sup>2</sup>）と定温倉庫（2,360 m<sup>2</sup>）の2種類があり、常温倉庫は主に OA 機器、商品パッケージ、家具などに加え、常温保存可能な加工食品、引越し・移転時の荷物一時預かりに対応している。また、定温倉庫は、徹底した温度管理（外気温度や湿度などに応じて最適な温度設定を実施）を行っており、温度管理の必要な食品や精密機械等の保管を行っている。単なる積み替えや保管だけではなく、物流拠点・ビジネスパートナーとして活用可能な倉庫の運営に取り組んでいる。原料を全国から入庫し、必要な量を必要なタイミングで運送、加工後の製品を引き取り、製品を保管したのちに出庫先へ発送を行うなど製造業における工場内倉庫の役割も果たしている。

#### <産廃部門>

建設現場や企業から排出される産業廃棄物の収集運搬から最終処分まで、自社産業廃棄物処理場にて、適正な処理を行っている。主な収集運搬方法として、現場に分別用コンテナを設置し、専用車両にて巡回収集を行っている。収集した廃棄物は、植木処理場に運ばれ、処分場に併設された植木グリーンプラントにて適正に再資源化、減量化（機械選別のみならず手作業を加えるなど徹底した選別を繰り返してリサイクル率を向上させ、最終処分となる廃棄物の減量化に取り組んでいる）が行われている。引き続き安定した産業廃棄物処理事業継続のため、評価対象のファイナンスについては、植木最終処分場拡張工事にかかる設備資金として利用される。

また、危険物の処分にも取り組んでおり、集積回路製造工場から排出される洗浄廃液（廃アルコールなど）の収集運搬や、中皮腫などの重篤な病気を引き起こす石綿（アスベスト）含有物の処分（アスベストレベル 3※に対応）も請負っている。

八木運送の運送・倉庫部門は、物流総合サービス業として、産廃部門は、廃棄物の収集運搬から中間処理、リサイクル並びに最終処分まで行う総合廃棄物処理サービス業として地域の産業・経済に大きく貢献している。

※アスベストレベル 3 は、発じん性が著しく高いアスベストレベル 1 や同じく高いアスベストレベル 2 に比べ固く壊れにくい建材のためリスクが低い特徴がある。但し、解体時や処分時には注意を要する。

#### ○八木運送の産業廃棄物収集運搬の特徴



建設現場、工場等に分別用コンテナを設置。廃棄物の状況等に応じて最適なコンテナを設置している。



建設現場、工場等に設置されたコンテナを定期的にコンテナ専用車にて回収、植木処理場への搬入を行っている。

※産業廃棄物収集運搬車両（八木運送ウェブサイトより）

### 【環境保護への取り組み】

八木運送は、地域や地球環境の保全と資源の有効利用に貢献するため、積極的に環境保全活動に取り組んでいる。

運送部門においては、安全運転への取り組み強化や省燃費運転への積極的な取り組みとして従来からのアナログ式運行記録計（以下、アナログタコグラフ）に変えて最新のデジタル式運行記録計（以下、デジタルタコグラフ）の導入を予定している。今後、デジタルタコグラフの導入並びに運用の徹底（全車両の運行記録を管理者及びドライバーと共有）により設定速度を超えた運転や急加速・急減速といった燃費効率を下げる運転時に警笛を鳴らすことで、アクセル操作を穏やかにするよう促し省燃費運転を定着させる。また、運行記録において、わき見運転など重大事故につながる可能性のある運転が確認された際は、管理者による適切な指導を行い、交通事故発生防止につなげる。加えて、運行管理業務の効率化や運行記録紙の電子化による紙の使用並びに廃棄物の削減にもつなげる。

倉庫部門では、倉庫内において必要な場所のみ電気を使用することで消費電力を抑制している。加えて、定温倉庫においては、外気温による影響を考慮しながら空調の稼働状況を細かく調整し、消費電力を極力抑制している。また、電動フォークリフトの積極的な導入（全 15 台のうち 13 台が電動フォークリフト）や本社倉庫等への太陽光発電システム導入での再生可能エネルギー創出（自家消費として年間発電量 30MWh を行い、年度間で CO<sub>2</sub> 排出量を年度間で 9 t 削減を見込む）による温室効果ガスの削減への取り組み等の環境負荷低減にも積極的に取り組む予定である。

産廃部門においては、建設現場等に設置される分別用コンテナにて排出業者により分別され、収集後は植木処理場内にある植木グリーンプラントにて適正に処理され、廃棄物の再資源化、減量化に取り組んでいる。また、悪性中脾腫などの重篤な病気を引き起こす石綿含有物を適正に収集・運搬・管理し最終処分ができるシステムを構築しており、有害な産業廃棄物対策を重要な社会的課題ととらえ適正に対応することで環境保全に貢献している。これらの取り組みが評価され、産業廃棄物処分業の優良認定を取得している。これは、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合し、都道府県知事、政令市長が認定する制度である。産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物処分を委託しやすい環境を整備することで産業廃棄物処分の適正化を図ることを目的としている。通常 5 年の産業廃棄物処分業の許可更新期間が 7 年になる特例が付与されるなど、優良認定業者は、遵法制や事業の透明性が高く、財務内容も安定していることから、信頼できる産業廃棄物業者であると認められている。

### 【地域貢献への取り組み】

八木運送は、地域貢献の一環として、地元の河川や地域の清掃活動並びに植林などの地域活動に取り組んでいる。また、2016 年 4 月に発生した熊本地震においては、地震発生直後から緊急支援物資の運送支援や震災ゴミの収集運搬支援を行った。また、2020 年 7 月に発生した豪雨による熊本県人吉市の洪水被害に際しての水害ゴミの収集運搬支援など被災地域の災害支援に大きく貢献している。

### 【安全衛生に対する取り組み】

八木運送は、安全への取り組みを徹底している。具体的には、毎朝の朝礼において、「健康状態と飲

酒運転の確認」(点呼時における運行管理者による運転者への健康状態の聞き取りや表情等の確認及びアルコール検知器による確認)、「挨拶訓練」に加え創業当時から受け継がれている「安全運転六つの誓いの唱和」や「ラジオ体操」を行っている。また、毎年、安全大会を開催している。具体的には、自動車ディーラーなどから講師を招いた安全運転実地講習や交通事故事例研修など実践に即した効果的な講習会を開催している。同大会では、安全運転優秀者の表彰も行っており、安全運転に対する取り組み



※安全運転六つの誓い(八木運送ウェブサイトより)

姿勢の醸成を図っている。また、重大事故につながる整備不良の撲滅をはかるため、車両使用後は必ず自社整備工場の整備士が車両点検を実施している。避難・消防訓練についても、熊本地震の経験から実践さながらの訓練を毎年実施しており、従業員の安全対策へも積極的に取り組んでいる。



※避難訓練の様子(八木運送提供)



※消防訓練の様子(八木運送提供)

#### 【雇用・教育に対する取り組み】

雇用面においては、定年は65歳としており、65歳以上も再雇用制度を導入している。再雇用後の雇用延長については、原則70歳までの雇用延長が可能とされている。また、70歳以上も希望者には再雇用による雇用延長を認めるなど高齢者雇用にも積極的に取り組んでいる(2023年2月末現在65歳以上再雇用在籍者数5名で最高齢は75歳となっている)。

教育面においては、定期的な安全運転実施講習などの実施によりドライバーの運転技術の向上に取り組んでいる。

また、ワークライフバランスの実現に向け有給休暇を取得しやすい環境づくりを継続しており、全従業員の法定有給休暇取得率は100%となっている。

以上のように、八木運送はこれまで働きやすい環境づくりに積極的に取り組んできたが、さらなる労働環境の向上を目的に「幸せデザインサーベイ」を実施している。従業員の状況(モチベーション、風通し等)を把握し、結果を参考にワークショップ、アクションプランを策定し「幸せ経営の実現」に取り組む方針である。

#### 【情報セキュリティへの取り組み】

個人情報を取り扱う公的機関や病院等において、個人情報が含まれるパソコンサービスの処分には情報漏洩のリスクを抱えている。八木運送は、パソコンを処分する際のデータ消去や処分に対応している。サービスの特徴は、専用破壊装置を使用してハードディスクや対象機器をその場で物理的に破壊して動作できない状態にする。「出張」「面前」を原則としており、物理破壊の「見える化」で安全・安心を提供してい

る。産業廃棄物処分場を所有しているため、完全データ消去、収集運搬から処分までを社内一貫作業で行い、社員の情報セキュリティ教育等4項目からなる「情報セキュリティ基本方針」を遵守の上、セキュリティ対策を強化し情報漏洩を徹底的にシャットアウトしている。このように、当社は、地域社会における情報セキュリティ対策に貢献している。



※PCデータの完全消去の出張サービス  
パンフレット抜粋(八木運送提供)

【企業の人材不足解消への取り組み】

オペレーター人員付きユニック車(クレーン付車両)サービスの取り組みは、人手不足解消に貢献している。ユニック車は、八木運送の主要荷主の土木・建設業者にとって建築資材を扱う建設現場や土木工事現場で高い需要がある(建設資材は比較的重量があり荷下ろしにフォークリフトが必要になるケースが多いが、必ずしも現場にフォークリフトがあるとは限らず、ユニック車のようなクレーンを備えた車両は利便性に優れ比較的高い需要がある)。ユニック車を活用したいものの、運用には「移動式クレーン運転免許」が必要で、当該免許を保有する人材確保に苦慮している企業が多く、八木運送ではそれらを解消すべくオペレーター人員付ユニック車のレンタルサービスを展開しており、社会全般における人材不足解消に貢献している。



※オペレーター人員付きユニック車パンフレット抜粋(八木運送提供)

八木運送の事業活動に伴う主な受賞・認定実績は以下の通り。

【ISO14001(環境マネジメントシステム/EMS)】



2000年7月3日新規取得  
毎年度、運用スケジュールを策定した「目標管理表」を作成し、環境委員会で適切に管理・運用されている。また最近では、植木処理場の新オフィス棟建築や新計量器の増設などの環境投資も継続的に実施している。  
最新の認証取得は2021年6月28日。

※ISO14001 認証書(八木運送提供)



【産業廃棄物処分業】

許可番号 第08141028843号

**産業廃棄物処分業許可証**

住所 熊本県熊本市東区北原一丁目16番37号  
 名称 株式会社八木運送  
 代表者氏名 代表取締役 佐土原 博

優良

熊本市長 大西 一

許可の年月日 令和元年(2019年)12月24日  
 許可の有効年月日 令和8年(2026年)12月23日

事業区分	産業廃棄物の種類
中間処理業	破砕 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がけきり物（これらのうち自動車等排気物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
選別 (手選別)	廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がけきり物（これらのうち自動車等排気物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
選別 (機械選別)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がけきり物（これらのうち自動車等排気物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず（これらのうち自動車等排気物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
最終処分業	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がけきり物（これらのうち自動車等排気物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
安定型埋立	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がけきり物（これらのうち自動車等排気物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設  
 裏面のとおり。  
 以下余白

3. 許可の条件  
 (1) 施設の種類に当たっては、騒音規制法及び臭気規制法に基づく規制標準を遵守すること。  
 (2) 規制等により生活環境保全上の支障が生じないよう十分に配慮すること。  
 (3) 目的用途若しくは用途後は、施設の種類を明示すること。  
 以下余白

4. 許可の更新・変更の状況  
 裏面のとおり。  
 以下余白

5. 関係第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」  
 以下余白

(裏面に続く)

1996年1月11日新規取得（熊本県）  
 熊本県植木処分場にて取得。  
 中間処理業は、破砕・選別（手選別、機械選別）・圧縮。取扱品目は、廃プラスチック類、紙くず、木くず、廃油等。最終処分業は、安定型埋立地（性状に変化のない廃棄物）で、取扱品目は、廃プラスチック類、瓦礫類、金属くず等（一部は石綿含有産業廃棄物も含む）。「優良」表示は産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すもの。  
 最新の許可は2020年3月17日  
 許可の有効期限は2027年3月16日

※産業廃棄物処分業許可証  
 (八木運送提供)

3. 八木運送の包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・化学的構成・性質）の有効利用		
水	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包括的で健全な経済	経済収束	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示)

本ファイナンスで、八木運送の事業について、国際標準分類における「道路貨物運送業」「有害廃棄物収集・処理・処分業」「倉庫・保管業」に分類された。その前提のもとでの UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果、ポジティブ・インパクトとして「水（アクセス）」「移動手段」「包摂的で健全な経済」、ポジティブ/ネガティブ両面でのインパクトとして「保健・衛生」「雇用」「水（質）」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」「資源効率・安全性」「廃棄物」、ネガティブ・インパクトとして「大気」「気候」に整理された。

事業活動を踏まえ、本ファイナンスで特定されたインパクトは以下の通りとなった。

経済面では、運送・倉庫部門の拠点が、九州自動車道益城熊本空港 IC 隣に立地するなど好立地を活かし、加えて豊富な車種で理想的な物流ソリューションを提供することで建設関連業者を中心に地元企業の多種多様な物流ニーズに貢献する取り組みであること、また、オペレーター人員付きユニック車（クレーン付車両）サービスの取り組みは、人手不足解消に貢献する取り組みから「**経済収束**」をポジティブ・インパクトに特定した。

社会面では、悪性中皮腫など重篤な病気引き起こす可能性のある石綿含有物（アスベスト）処分への取り組みは、「**保健・衛生**」に関するポジティブ・インパクトに、幸せデザインサーベイへの取り組みによる働きがいのある職場作りに務めていること、また、定年後の雇用延長やその年齢制限の緩和による高齢者雇用への積極的な取り組みを行っていることは、「**雇用**」に関するポジティブ・インパクトに特定した。有給休暇取得日数の増加による労働時間削減への取り組みは「**雇用**」に関するネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に特定した。毎朝の朝礼における「安全運転六つの誓い」の唱和や安全運転講習の実施並びに安全運転優秀者への表彰など運転技術向上による交通安全への取り組みは「**保健・衛生**」に関するネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に、さらに、情報機器の収集運搬及び情報破壊サービス、文書類の仕分け、検収及び発送に関するサービス事業への取り組みによる情報セキュリティ対策への貢献は、「**人格と人の安全保障**」に関するネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に特定した。なお、「情報セキュリティ基本方針」を遵守するなど徹底した取り組みを既に実施しており KPI には設定しない。加えて、労働時間削減への取り組みについても全従業員の法定有給休暇取得率は 100%を維持しており併せて KPI に設定しない。

環境面では、太陽光発電システムの導入による温室効果ガスの削減は「**気候**」に関するポジティブ・インパクトに、リサイクル事業の取り組みは、循環型社会の構築につながることから「**資源効率・安全性**」「**廃棄物**」をポジティブ・インパクトとして特定した。また電動フォークリフトの積極的な導入は温室効果ガスの削減に向けた取り組みがなされていることから「**気候**」に関するネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に、従来のアナログタコメーターからデジタルタコメーターへの切り替えにより安全運転管理の更なる徹底や燃費削減、排ガス（温室効果ガス、NOx、PM など）の抑制並びに運行記録の電子化による記録紙廃棄の削減につながることから「**大気**」「**資源効率・安全性**」「**廃棄物**」「**保健・衛生（社会面に該当）**」に関するネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）に、また、全事業を対象に ISO14001 認証取得を維持していることや産業廃棄物処分業の優良認定を取得していること、今般の資金用途としている植木最終処分場拡張においても環境マネジメントシステムに準じた取り組みをすることから、「**水（質）**」「**土壌**」「**生**



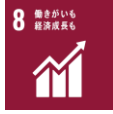

物多様性と生態系サービス」をネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定した。



なお、同社事業では、水、旅客サービスにつながる取り組みは行っていないこと、水質・土壌改善、生物多様性の向上に資するサービスの提供につながる取り組みは行っていないことから、「水（アクセス）」「移動手段」「水（質）」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」はポジティブ・インパクトとして特定しない。


#### 4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

八木運送は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

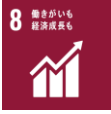
##### ➤ ポジティブ・インパクト

	特定したインパクト	雇用		
社会面	取組内容	幸せデザインサーベの取り組み（「幸せ経営の実現」への取り組み）。		
	KPI の内容	2022 年度中に幸せサーベを実施しており、会社の現状、問題点及び従業員の気持ちの可視化を行い、「幸せ経営の実現」に向けて取り組み、幸せ指数のポイントアップ（5 ポイント）を目指す。		
	SDGs との関係性	ターゲット		
		8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
		10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
	「幸せサーベ」の実施により従業員の状況（モチベーション、風通し等）を把握し、生産性向上につなげる。具体的には、2022 年度中に幸せサーベを実施し、結果を参考にワークショップ、アクションプランを策定し「幸せ経営」に向け取り組む。2029 年度までに 2 回目のサーベを実施し幸せ指数 5 ポイントアップを目指す。			


経済面	特定したインパクト	経済収束		
	取組内容	オペレーター人員付きユニック車レンタルへの受注増加により建設業界を中心とした人手不足解消に貢献する。		
	KPI の内容	2029 年度までにユニック車 1 台当たりの年間平均売上高目標を 1,100 万円とする（2021 年度実績 850 万円）。		
	SDGs との関連性	ターゲット		
		8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことにより、多様性、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。		
	オペレーター人員付きユニック車レンタルにかかる広告宣伝を強化し、主に建設業界への認知を広げる。			



環境面	特定したインパクト	気候		
	取組内容	再生可能エネルギー創出による温室効果ガスの削減への取り組み。		
	KPI の内容	2023 年度までに本社倉庫並びに植木グリーンプラントの屋上に太陽光発電システムを設置し、2029 年度までに年間発電量 30MWh を行い、年度間で CO2 排出量を 9t 削減する。 ※設置予定面積 300 m <sup>2</sup> における年間の目安発電量 30MWh（環境省） ※排出係数：2021 年度関西電力 0.311Kg-CO <sub>2</sub> /kWh に基づく		
	SDGs との関連性	ターゲット		
		7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	2022 年度までに太陽光発電システム設置にかかる設計を完了し 2023 年度中に設置完了させる。			


➤ ネガティブ・インパクト

社会面	特定したインパクト	保健・衛生	
	取組内容	無災害への取り組み強化（既存の安全運転への取り組み並びに植木処理場における厳格な業務マニュアル遵守への取り組み継続・強化）。	
	KPIの内容	完全無災害の達成（2022年度以降毎年度） 目標：休業災害0件、不休業災害0件 2021年度：休業災害0件、不休業災害0件 2020年度：休業災害0件、不休業災害0件 2019年度：休業災害0件、不休業災害0件	
	SDGsとの関連性	ターゲット	
		3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	毎朝の朝礼における「安全運転六つの誓い」の唱和や安全運転講習の実施並びに安全運転優秀者への表彰など運転技術向上による交通安全への取り組み。また、産廃部門においては、現状の厳格な作業ルールを引き続き遵守する。		

環境面	特定したインパクト	水（質）、土壌、生物多様性と生態系サービス	
	取組内容	車両からの騒音の抑制や冷凍装置（フロン）の適切な管理並びに処分場から排出される水の適切な管理等の環境維持への取り組み	
	KPIの内容	ISO14001の認証を取得維持	
	SDsとの関連性	ターゲット	
		11.6	2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	ISO14001 登録継続に取り組み、大気汚染、騒音並びに産業廃棄物の適切な処分への取り組みを中心とした環境マネジメントシステムの体制維持・強化に努める。未達項目は従業員に周知徹底することで目標達成を図る。また、植木最終処分場拡張工事においても、環境マネジメントシステムに準じて取り組む。		

社会面・環境面	<b>特定したインパクト</b>	<b>大気、資源効率・安全性、廃棄物、保健・衛生</b>		
	取組内容	全車両にデジタルタコグラフの導入及び運行管理として活用することにより交通事故防止及び燃費改善につなげる。また、運行管理の電子化による運行記録紙の使用削減並びに記録紙廃棄の削減につなげる。		
	KPIの内容	2023年3月までに所有するデジタルタコグラフを導入し2023年4月より運用を開始する。燃費改善目標は、2029年度までにユニック車※を除く車両ごとの燃費効率を3%改善させることとする。また、毎年度における重大事故の発生件数につき0件を目標とする（2021年度発生件数0件）。 ※ユニック作業中はエンジンが起動中となるので、燃費は作業時間に影響されることが多いことから対象外とする（運行と作業に起因する燃料消費を区分できないため）。 ※重大事故は、陸運局への「自動車事故報告書」の提出が必要な重大事故とする（火災、転覆、死者・重傷者、コンテナ積載物落下等）。		
	SDGsとの関連性	ターゲット		
		3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。		

	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11 住み続けられるまちづくりを 
	各ドライバーの運行状況を詳細に管理し、急加速・急発進などの危険・燃費の悪い運転を行うドライバーへの指導を徹底し、安全運転並びに省燃費運転技術の向上を図る。なお、燃費効率 3%改善の基準値は、車両ごとの 2023 年度の実績値とする。		

## 5. サステナビリティ管理体制

八木運送では、本ファイナンスに取り組むにあたり、佐土原社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、佐土原社長を最高責任者、管理責任者の藤井常務並びに清野常務が中心となり、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者) 代表取締役社長 佐土原 博  
(管理責任者) 常務取締役 藤井 頼暁  
常務取締役 清野 浩史

## 6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、八木運送と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、八木運送と協議して再設定を検討する。

## 7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。八木運送は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクト・ファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 古川雅也

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190